

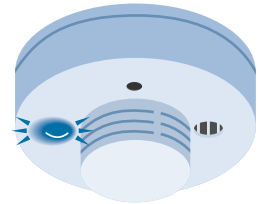
火災からあなたの命を守る 住宅用火災警報器の 設置が義務づけられます

設置時期

住宅火災による犠牲者を減らすため、消防法が改正されました。これにより、市火災予防条例も改正され、平成18年6月1日から全ての住宅などに住宅用火災(防災)警報器などの設置が義務づけられます。

平成18年6月1日から

(ただし、既成住宅は平成20年5月31日までに)



※設置義務を適用されない住宅もありますので、事前に消防本部にご相談ください。

設置する部屋

必ず設置

1 寝室

普段、就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われていれば対象です。

2 階段

寝室のある階の階段(1階や屋外の階段は除く)に設置します。

条件により設置

3 階段

3階建て以上の場合：A

寝室がある階から、2つ下の階の階段に設置します。(その階段の上階に警報器が設置されている場合は設置不要)

4 階段

3階建て以上の場合：B

寝室が1Fのみにある場合は、居室のある最上階の階段に設置します。

5 廊下

寝室のない階で、居室(床面積7㎡以上)が5以上ある場合、廊下に設置します。(廊下がない場合は階段)

2階建ての例



3階建て以上の例：A



3階建て以上の例：B



廊下



連絡先

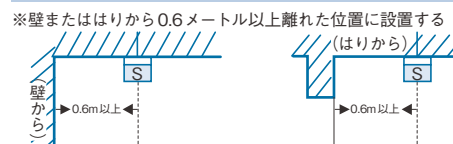
消防本部予防課
☎ 68◆0937

消防署の職員が各家庭に訪問し、火災警報器を販売したり、あっせんなどをすることはありません。消防署の名前を使って販売する悪質な訪問販売に十分注意してください。購入は、信頼のおける業者で行いましょう。ご不明な件は、お近くの消防署あるいは消防本部予防課へお問い合わせください。

ご注意ください

取付位置

天井に取り付ける場合



壁に取り付ける場合

